

技能職員に係る規則等の改正の概要

○ 規則等の改正の内容

議案番号	件名	現行規則等の内容	改正の内容
第21号	技能職員に関する規則の一部を改正する規則について	技能職員の職及び職務について基本的事項を定めるもの	教育局及び教育機関（県立学校を除く。）の技能職員（一種）に主任専門員の職を新たに規定する。
第22号	埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について	県立高等学校の管理運営について基本的事項を定めるもの	県立高等学校の技能職員に主任専門員の職を新たに規定する。 （※県立特別支援学校に準用）
第23号	技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令について	技能職員の給与等に関し必要な事項を定めるもの	級別基準職務表を改め、主任専門員の職務を新たに3級の職務として定める。

○ 施行期日：令和3年4月1日